○国土交通省令第十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第二条）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　旅客施設	第二章　旅客施設
第一節　総則（第三条）	第一節　総則（第三条）
第二節　共通事項	第二節　共通事項
第一款　移動等円滑化された経路（第四条）	第一款　移動等円滑化された経路（第四条）
第二款　通路等（第五条―第九条）	第二款　通路等（第五条―第九条）
第三款　案内設備（第十条―第十二条）	第三款　案内設備（第十条―第十二条）
第四款　便所（第十三条―第十五条）	第四款　便所（第十三条―第十五条）
第五款　その他の旅客用設備（第十六条―第十八条）	第五款　その他の旅客用設備（第十六条―第十八条）
第三節　鉄道駅（第十八条の二―第二十一条）	第三節　鉄道駅（第十九条―第二十一条）
第四節　軌道停留場（第二十二条）	第四節　軌道停留場（第二十二条）
第五節　バスターミナル（第二十三条）	第五節　バスターミナル（第二十三条）
第六節　旅客船ターミナル（第二十四条―第二十六条）	第六節　旅客船ターミナル（第二十四条―第二十六条）
第七節　航空旅客ターミナル施設（第二十七条―第二十九条）	第七節　航空旅客ターミナル施設（第二十七条―第二十九条）
第三章　車両等	第三章　車両等
第一節　鉄道車両（第三十条―第三十三条）	第一節　鉄道車両（第三十条―第三十三条）
第二節　軌道車両（第三十四条・第三十五条）	第二節　軌道車両（第三十四条・第三十五条）
第三節　バス車両（第三十六条―第四十三条）	第三節　バス車両（第三十六条―第四十三条）
第四節　福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）	第四節　福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）
第五節　船舶（第四十六条―第六十一条）	第五節　船舶（第四十六条―第六十一条）
第六節　航空機（第六十二条―第六十七条）	第六節　航空機（第六十二条―第六十七条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　（略）	一　（略）
二　線状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。	二　線状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。
三　点状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。	三　点状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
四　内方線付き点状ブロック　点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせて配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。	（新設）
五　車椅子スペース　車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。	四　車いすスペース　車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。
六～十三　（略）	五～十二　（略）